**●各計画に対する皆さんからの意見を募集します**

 各問い合わせ先

各計画の共通事項

■各計画の公表方法

①市ウェブサイトでの閲覧

（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,29,html）

②窓口での閲覧

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

●各担当課の窓口

■意見の提出方法

　市ウェブサイトに掲載している意見書用紙か任意の様式に、各計画案に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号、Ｅメールアドレスなど）を必ず記載し、指定の提出先に提出してください。

※匿名、電話での意見には応じられません。あらかじめご了承ください。

大崎市第二期行政改革大綱（中間案）

　これまでの行政改革大綱の考え方を継承しつつ、さらなる行政改革に取り組むため、その指針となる新たな大綱の策定に取り組んでいます。

■応募対象者

　市内に居住・勤務・通学している人、市内に事業所などを有する人、市税の納税義務者、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係がある人

■意見の提出期間

　2月1日～20日

※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、2月20日の消印有効となります。

■意見の提出先

　意見は、持参、郵送、ファクス、Eメール（件名を「大崎市第二期行政改革大綱への意見」と明記）のいずれかで政策課に提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市市民協働推進部政策課行政改革担当　ファクス23-2427

seisaku@city.osaki.miyagi.jp

政策課行政改革担当　電話　23-2129

第2次大崎市食育推進計画（案）

　大崎市食育推進計画は平成28年度までの計画期間となっているため、第２次計画の策定に取り組んでいます。

■応募対象者

　市内に居住または勤務している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　2月8日～28日

※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、2月28日の消印有効となります。

■意見の提出先

　意見は、持参、郵送、ファクス、Eメール（件名を「第2次大崎市食育推進計画への意見」と明記）のいずれかで産業政策課に提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市産業経済部産業政策課企画調整係　ファクス23-7578

sangyo@city.osaki.miyagi.jp

産業政策課企画調整係　23-2281

新大崎市民病院改革プラン

　平成21年に策定した大崎市民病院改革プランに続き、さらなる改革を進めるため、新しいプランの策定を進めています。

■応募対象者

　市内に居住または勤務している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　2月13日～3月6日

※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、3月6日の消印有効となります。

■意見の提出先

　意見は、持参、郵送、ファクス、Eメール（件名を「新大崎市民病院改革プランへの意見」と明記）のいずれかで健康推進課に提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１５４

大崎市古川三日町二丁目5番１号

大崎市民生部健康推進課保健・地域医療担当　ファクス23-9880

kenko@city.osaki.miyagi.jp

■住民説明懇談会

　プランの内容を説明する懇談会を開催します。

●2月4日　9時30分

　岩出山公民館2階研修室

●2月4日　13時30分

　鳴子公民館2階ホール

●2月4日　18時30分

　沼部公民館2階視聴覚室

●2月5日　9時30分

　鹿島台瑞・華・翠交流施設（鎌田記念ホール）会議室

●2月5日　13時30分

　古川保健福祉プラザ2階多目的ホール

●2月11日　10時

　三本木公民館2階ホール

●2月11日　13時30分

　松山青少年交流館2階ホール

健康推進課保健・地域医療担当　23-5311

**●農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します**

農林振興課　23-7090　農業委員会事務局　21-0577

　農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などへの取り組みをより推進するため、農業委員会などに関する法律が改正されました。

　これまで農業委員の選出方法は公選制（選挙）と選任制（議会推薦・農業団体推薦）でしたが、改正後は市長が議会の同意を得て任命することとなりました。

　法律により農業委員の構成は、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係がない人を含めること、認定農業者が全農業委員数の過半数を占めることが規定されています。

　また、新たに農地利用最適化推進委員を設けることになりました。推進委員は農業委員会が担当区域を定めて委嘱します。

農業委員

■応募要件

　農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができること

■定員

　26人

※市内全域の定員です。農地　利用最適化推進委員のよう　な担当区域はありません。

■選考方法

　大崎市農業委員会の委員候補者審査委員会で審査を行い、その結果を市長に報告します。

農地利用最適化推進委員

■応募要件

　農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有すること

■担当区域と定員

●第1区　古川地域で第2区と第3区を除く区域　３人

●第2区　古川地域の江合川南部（国道4号線の北側）で穂波から西の区域　３人

●第3区　古川地域の江合川北部の区域　３人

●第4区　松山地域　２人

●第5区　三本木地域　２人

●第6区　鹿島台地域　３人

●第7区　岩出山地域　４人

●第8区　鳴子温泉地域　２人

●第9区　田尻地域　４人

※第1区～3区の詳細は、お　問い合わせください。

■選考方法

　大崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会で審査を行い、その結果を農業委員会に報告します。

共通事項

　推薦用紙と応募用紙は、2月1日から農林振興課、農業委員会事務局、農業委員会事務所（各総合支所）の窓口で配付します。また、市ウェブサイト農業委員会関係（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/8,0,103,213,html）でダウンロードすることもできます。

■推薦・応募方法

●農業者からの推薦

　推薦用紙に、農業者２人以上の推薦と、当該農業者の代表者の署名が必要です。

●農業者などの組織する団体からの推薦

　団体代表者の署名が必要です。

●一般応募（自薦）

　応募用紙に必要事項を記入してください。

■応募期間

　3月1日～30日

■応募先

　推薦用紙・応募用紙は、農業委員会事務局または農業委員会事務所（各総合支所）に提出してください。

■推薦・応募者の公表

　法律により、推薦をした人と推薦された人、自ら応募した人の公表が義務付けられています。応募期間中や期間終了後に、氏名、年齢、職業などを市ウェブサイトと市役所本庁舎や各総合支所の掲示板で公表します。

■説明会

　農業委員・推進委員の募集に係る説明会を開催します。

●2月13日　10時～

　三本木総合支所1階第1会　議室

●2月13日　13時～

　松山総合支所2階小会議室

●2月13日　15時～

　鹿島台総合支所2階和室

●2月14日　10時～

　岩出山総合支所1階第2会　議室

●2月14日　13時～

　鳴子総合支所大会議室

●2月16日　10時～

　沼部公民館研修室

●2月19日　10時～

　市役所北会議室1階北側